

◎ 古代

きよめ、けがれ（死者、屠殺、肉食）
けがれへの禁忌

良民・賤民

通婚同火を禁ず

仏教の伝来「触穢思想」

本地垂迹説で神道とも結びつく

『良賤男女の法』

氏族
氏上
部民（世襲的に同一の仕事をする集団で「戸」をなしていた）
奴隷（奴婢）↓
蝦夷奴・高隸奴・韓奴
（自由を拘束）
（俘囚）

大化改新（六四五）

氏族
氏上

皇室に属する者を「品部」と呼んだ

雑色

世襲で各官司に配属

豪族（氏上）に属する者を「部曲」と呼んだ。

※豪族：別・臣・連
伴造
国造

豪族の私有民を解放し（公地公民制）以後復活

部曲（民部）

天武朝の時廃止
時代が下って郎従↓家僕、従者、良民となる。
・家人と呼ばれた

雑色
品部
良民の最下層

五色の賤
官戸
公奴婢
陵戸
家人
私奴婢
私有民

紙戸、楽戸、雑工戸、鼓吹戸、鷹戸、船守戸、狛戸、百済戸、漆部、泥障、草張、錦綾織、呉服部、緋染、広絹織、鼓染、鼓銅、江人、綱引、大炊戸、葉戸、乳戸、酒戸、園戸、泥戸、水戸 一八〇〇戸

鍛戸、甲作、鞆作、弓削、鞆張、百済手部、管戸、飼戸、等 二二〇〇戸

雑戸

（良民と結婚ができた）

賤さが軽い

アイヌモシリと

近江八幡商人の

関係についての試論（最終稿）

大森教育集会所 西川 秀夫

I はじめに — 試論の序 —

II アイヌモシリの歴史

- ① 征服者と日本原住民族
 - ② 「まつろわぬもの」とは何か
 - ③ 荒吐族
 - ④ 蝦夷とアイヌモシリ
 - ⑤ 蝦夷征伐
 - ⑥ 蝦夷（アザマロ・アルテイ）の抵抗
 - ⑦ 「元慶の乱」から「前九年・後三年の役」まで
 - ⑧ 最後のアイヌモシリ
 - ⑨ 松前藩と「場所請負制」
 - ⑩ 旧土人と保護法と同和政策
- III アイヌモシリでの近江八幡商人
- ① 近江商人とはなにか
 - ② 阿曇族と和邇族と息長族（以上前号まで）
 - ③ 場所請負制と近江八幡商人の活躍（以下本号）
 - ④ アイヌモシリと近江商人とアイヌ民族問題

IV 史観の逆転 — 序説の結 —

III アイヌモシリでの近江八幡商人

③ 「場所請負制」と近江八幡商人の活躍

蝦夷地は近江商人の商業植民地であった。

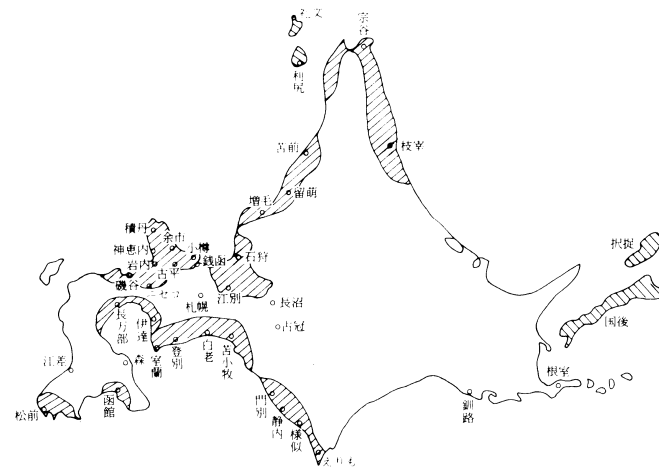
北海道交易は当初から八幡商人を主体に行なわれ、彦根の柳川、薩摩、八坂などの琵琶湖岸の商人もこれに加わった。北海道向けに米や衣料品その他上方の商品を送り、北海道からは昆布や塩干魚、魚肥その他をもたらした。

北海道交易は、やがて松前藩の藩士知行地の経営を委される「場所請負」が起こると一層盛大になり、近江商人と北海道は切っても切れぬ間柄となっていくのである。この種の商人の大手は明治維新を経てなお健在で、特筆すべき豪商もあるが、私が調べたところによると、明治維新において、一旦、近江商人と、北海道の関係は、ここで断絶しており、右の場所請負人（近江商人）は、内地の活動に重点を移してしまっているようです。そのかわり、明治初年の十年余に大挙して北海道に移住した人たちがいた。これらの人々の一部は、昔ながらに江州に本店か本宅を置き、伝統的な行動様式に従ったものもあるが、大部分は、完全な移住を敢行した人々であったようである。彼らは、「産物廻し」というよりは、維新以後の北海道の流通経済の担当者という役割を担ったのである。さらに彼らの中には商人ばかりでなく、農場経営者が相当あり、商人も土地を入手して牧場を経営している。これらの点から、慶長年間（一六〇〇年代）以降から、北海道交易を開拓した江戸期の近江商人と、明治になってからのこれら人々を同列に論じるわけにはいかない。もちろん、ここでは前者の近江商人、

特に八幡商人について語っていくつもりである。

さて、私は、北海道へ渡った近江商人を書くにあたって、あらかじめ北海道の各自治体へ手紙を出し、近江商人に関する資料を送ってくれるよう依頼した。その結果11市35町1村から各種の資料や御返事をいただいた。(図1参照) なかには、「該当なし」という回答も多くあったが、いくつかの自治体からは貴重な資料を送ってもらった。しかし、なかには江戸期の近江商人と明治期の滋賀県人を同一視しているものや、その地域・期間だけ関わった人の経過が書かれているものが大部分で、系統的に整理されているものは、ほとんどなかった。いまだに、未整理状態で私の手も

(図1) ○資料を送ってもらったところ
●近江商人が活躍したところ(場所)



とにあるが、とりあえず、本市に関わりのある「岡田家」と「西川家」についてのみ、少し抽出して整理できたので紹介しておくと思う。

岡田家

初代 岡田弥三右衛門(玄秀)は、近江国蒲生郡加茂村にて生れる。商をもって身を立てんと欲して、織田氏の居城地たる安土に移る。織田氏滅びてのち、八幡町に移る。慶長のころ、奥州南部の八戸に行商に至り、そこを根拠にして、呉服太物を販売し、傍ら、松前城下福山に航し、販売を試みしに頗る有望なるをもって後、八戸を去って松前に移った。(慶長二年・一五九七年)当時、福山は、市街いまだ開けず、宿泊すべき旅店すら無いので、藩士、工藤平右衛門の家に寄寓して開業し、後、同地大松前に仮宅を構え営業した。屋号を恵比須屋と称し、呉服太物のほか荒物を販売し、傍ら藩主ならびに藩士の需要に応じ物品を調整し、或は金銭を貸し付けた。その結果、藩主・藩士の知行場所の産物を引受け、これを越前・越後・加賀山羽等に輸送して販売した。晩年、家督を長に譲り、仏に帰依して玄秀と号した。慶安三年(一六五〇年)五月郷里で歿した。年八十三。以後六代の間皆弥三右衛門と称した岡田家は、二代弥三右衛門(玄悦)以降は、概的支配人をもって松前支店を管理し、五代目弥三右衛門が享保中に至り始めて場所請負を兼ねたと云われる。以後数代の間請負う所の場所は、古平、小樽、岩内、古宇、利尻、礼文、宗谷尾札部、磯谷、寿都、留萌、苫前、美国、室蘭、幌別等の各地に亘っていた。しかし、文化四年福山の地が幕府直轄となつてからは、支配人の名をもって支店の業務を経営した。すなわち恵比須屋源兵衛、同弥兵衛、同半兵衛(この名三代継続)など

が相繼いで明治維新の際まで続いた。

だが維新より場所請負制が廃止されてからは、小樽に支店(屋号彦)を新設し呉服太物を販売する一方、樺太にて漁業を経営したり、汽船を購入して樺太・内地間の海運業に従事したり釧路の石炭採掘や札幌の開墾事業を経営したりしたが、遂に失敗して明治三十四年支店を閉鎖し北海道を引揚げた。これ初代弥三右衛門より十一代目なる八十次の時である。

(岡田家の本店・本宅は、近江八幡市為心町元十八番屋敷にあったと記されていたので調べてみると、現在中島道具店のある場所であった。明治三十七年岡田八十次から買入と中島の記録にある。岡田家の子孫は、現在、大阪に住んでいるとの事である。)

△略年表▽

初代 岡田弥三右衛門玄秀の時代

天正一八年(一五九〇)に近江八幡(加茂村)を出立東北へ行商の旅に出た。慶長中、奥州南部に至り呉服・太物を販売し、次いで松前に渡り、当初は松前藩士工藤平右衛門の家に寄寓し開業していたが、のちに大松前に支店を設け屋号を恵美須屋と称した。慶長二年(一五九七)この頃から近江商人松前に往来したという。

本業は、呉服太物、細物類及び荒物販売を主とし、かたわら松前藩並に藩士に、需要の品を仕送り或は金銭を貸し、勘定払方として、藩士の持場の産物を引きうけ差引計算して商売をしていた。産物は俗に「北前船」といわれる廻船にて本州へ運搬され売買した。慶安三年(一六五〇年)死去

二代 岡田弥三右衛門玄悦の時代

寛文九年(一六六九)シャクシャインの乱おこる。商船等襲わ

れたとある。

岩内、古平の知行地を請負う(商場制度)貞享四年(一六八七)年死去

三代 岡田弥三右衛門秀慶の時代

この時期、両浜組合(琵琶湖の彦根と八幡の二つの浜を意味する)なるものがつくられる。元禄六年(一六九三)死去

四代 岡田弥三右衛門玄正の時代

フルヒラ場所と合せオタルナイ場所も請負う(小樽市開港)

五代 岡田弥三右衛門秀悦の時代

元禄八年(一六九五)秀悦が生まれる。秀悦、松前組(西川伝右衛門、中島与兵衛(秀悦らの名あり)として、近江八幡比牟礼八幡神社に御影石の常夜燈籠五基を寄進した。(正徳二年・一七二二)

正徳三年(一七二三)、分家、岡田小八郎松前に来、その後長崎を往復し長崎俵物(煎海鼠干鮑ふかひれ)を取扱うようになった。商場制より、場所請負制に変わる。(「オタルナイ古平・岩内・古宇場所」出稼人が多くなり、出稼人から漁業収獲の二割を徴収した(二八取り)。利尻・礼文・宗谷の開拓を試みる。秀悦、宝暦元年(一七五二)、港町の山腹に事代主命を祈った(恵比須神社・現在厳島神社)。宝暦五年(一七五五)、岡田弥三右衛門秀悦、同弥三治広孝、松前出店の家憲を定め送った。一七六五年歿。

六代 岡田弥三右衛門正利(広孝)の時代

享保四年(一七一九)松前的大火により岡田家出店を小松前に設く。

元文二年(一七三七)両浜の商人ら松前組の盟約を囲むとある。

一七八一年歿

七代 岡田弥三治秀遠の時代

天明四年（一七八四）、古平場所に支配人五兵衛を置く。

八代 岡田弥三治常広の時代

古平場所請負人名義は、恵比須屋久次郎となった。寛政十年松

前大火により大松前町の恵比須屋岡田店焼く。

九代 岡田弥三治広房の時代

享和二年（一八〇二）、幕府は、蝦夷交易にまつわる弊害を一掃して、蝦夷の守りを固めるため、松前藩主第十四代松前章広を陸奥国梁川に移し、松前ならびに東蝦夷地を幕府直轄地として箱館奉行を置く。岡田家の松前支店支配人が治助から源兵衛になる。さらに古平場所には支配人五平（五兵衛）を置く。文化十二年九代目歿。

十代 岡田弥三治松往の時代

一八〇六年幕府は西蝦夷地も直轄し、場所持が廃止となる。文化十三年、岡田源兵衛方より出火とある。文政四年（一八二一）、幕府は蝦夷全島を松前藩に返還す。この年十代岡田松往、松前にて歿す。

十一代 岡田八十次正期の時代

天保十四年（一八四三）松前藩ニシン大網を使用することを禁ず。天然痘流行する。
嘉永四年、この頃古平場所に入港した岡田家の弁才船（北前船）は寛倅丸（九四二石）順得丸（九二五石）叶丸（八七五石）隆興丸（八五五石）和合丸（五〇八石）であったと記録に見ゆ。
嘉永六年―黒船、浦賀に入る。オロシア船が蝦夷地近海にたびたび来る。

代	通称	名	死亡年月	年令
初代	伝右衛門	昌隆	宝永六年二月	八三才

その後、伝右衛門は、下国家の斡旋によって、藩の御用達を命ぜられ、さらに事業を拡張して、西蝦夷地のアイヌ交易から漁場請負に着手するに至った。いわゆる今日でいう政商となったのである。二家遺存文書によれば、忍路場所を元文五年（一七四〇年）、つづいて高島場所を宝暦三年（一七五三年）に請負ったと記録されている。初代は、こうして一介の貧商から身を興こし、ついに松前屈指の豪商となった近江商人の典型で、松前藩は、その功に報いるに、彼を御先手格（武士の階級）に任じて、二十扶持を与え、苗字帯刀を許した。その遺訓に、「子孫たるもの決して郷里に於いて、田畑を購ひ、或は事業を起す勿れ、余財あれば必ず北海事業の振興刷新に投ぜよ、我家は松前にて興る、従って松前にて亡ぶも毫も悔なし」という言葉が伝えられているが、この烈々たるフロンティアの気概は、西川家の歴史を脈々と貫いている。

その後西川家は、代々伝右衛門を襲名、漁場請負は、ドル箱の忍路、高島をはじめ、厚田、歌棄、磯谷、絵柄、幌別というように増加し、挾捉場所を岡田家などの両浜（八幡）商人との組合で請負い、石狩御用達として、石狩の鮭漁業に従事するなど、北海漁場にめざましい活躍を見せた。その本店は、近江八幡に置き、支店を福山に置いて、海運に当る中一帆船「中短冊」の千石船は、兵阪（兵庫大阪）、下関、敦賀の三国、さらに東海は、江戸にまで大海狭しと勢力を振ったという。

北海に勇名を馳せた西川家累代は、つぎのとおりである。

安政三年（一八五六）、幕府は再び蝦夷地を直轄とする。松前藩を梁川に再移封する。この年、神威岬似奥の婦女通行の禁を解き和人の定住を許す。登別温泉開く。恵比須屋半兵衛（一八六一年）オタルナイ場所からオコバ千川にいたる立岩海岸の埋立をおこなう。

明治二年（一八六九）、新政府は蝦夷地を北海道と称し、開拓使がおかれる。

同年、場所請負制度が廃止となる。

明治五年、岡田家、松前支店を閉鎖し、小樽に叁印岡田支店（呉服・太物・雜貨）を設立。小樽の街づくりをする。明治40年11代正期歿

十二代 岡田八十六（八十次）正方の時代
明治三十四年、廃業して小樽を去る。

西川家

西川家は初代伝右衛門の祖父吉のとき、蒲生群南津田村から八幡に移住したといわれる。寛永三年近江国蒲生群八幡町に生まれた初代伝右衛門は、幼より進取の気象に富み壮年の時商業を志し、初め銀六百匁の資本でもって商品を仕入れ、遠く北陸奥羽を行商しているうち、たまたま松前の賑わいを伝え聞いて、慶安三年（一六五〇）便船に身を托して松前の福山に渡った。松前藩家老の下国安芸の知遇を得、行商を営み、ついに福山に店舗を開き屋号を住吉屋「三」と称した。住吉屋というのは、航海安全の守護神である住吉神社によるもので、中一（なかいち）というのは、松前藩家老の下国安芸の下国という国の中をとって国の字の四角のなかに一を入れたといわれる。これは、渡航以来の下国家の思義を永く記念するためであった。

代	支店名儀	本名	支配年限
二代	昌興	元禄十五年八月	二五才
三代	昌奉	宝暦五年十月	七四才
四代	昌福	寛政十一年九月	八五才
五代	昌康	文政八年七月	七二才
六代	昌房	文政七年十月	六〇才
七代	昌順	天保七年十二月	四三才
八代	昌廉	弘化二年八月	二〇才
九代	昌武	文久二年八月	三〇才
十代	貞二	大正十三年三月	六七才
十一代	吉之助	昭和十五年七月	六七才

右のうち直接松前支店の経営に当ったのは初代伝右衛門昌隆だけで、二代目以降は、代理人を置いて場所請負の支配に当らせた。元禄から宝暦にかけては不明であるが三代目以降支配人は本姓にかかわらず西川姓を名乗り、順兵衛・准兵衛・徳兵衛などと称したということである。

代	支店名儀	本名	支配年限
支店人	西川順兵衛	甚助	宝暦年間～天明年間
二代	〃	治郎兵衛	天明年間～寛政年間
三代	〃	珠玖助	寛政年間～文政年間
四代	〃	奥村伊助	文政年間～天保十年
五代	〃	中村吉蔵	天保十年～安政三年
六代	西川徳兵衛	奥村半治	安政四年～安政六年
七代	西川准兵衛	岸部惣吉	安政六年～明治五年
八代	〃	大橋林蔵	明治五年～明治六年
九代	〃	〃	〃
十代	〃	〃	〃

十一代	西川 伝藏	九代准兵衛	明治六年～明治十一年
十二代	西川貞二郎代理人 大場庄兵衛	岸部 惣吉 大場庄兵衛	明治十二年～同二十三年

このなかで、特記すべきは八代伝衛門のとき(天保九年)、福山支店支配人西川順兵衛(奥村伊助)は、藤野喜兵衛(根室請負人)、岡田半兵衛(小樽請負人)と共に択捉場所請負を命ぜられ組合店を箱館に設け、名称を近江屋惣兵衛、目印を㊦(三名の組合なるをもって名づけた。この三名は江州八幡の人なり)といったということである。

また、十代西川貞二郎は、記録によつて、定次郎・貞治郎とも書かれていてまちまちであるが、九代伝右衛門昌武が文久二年、三〇才で一女つやを残して死亡したあと、野州郡江頭村の縁戚井狩只七の次男であつた貞次郎を養子として、西川家にむかえられたのである。

しかし彼の代の時期は、ちょうど幕末維新の動乱期に当り、慶応元年は、小樽内場所請負人廃止の報におびえ、事業の経営はいよいよ苦しさを加えてき、明治二年九月開拓使はついに全島の場合所請負の廃止を断行、漁場は一般に開放されることになった。このような時勢の進展に対応して、彼は、多彩な事業を示した。略記すれば、明治十一年漁場の遠くなった福山の支店を廃止して、忍路運上屋跡に総支店を設け翌年には高島運上屋と小樽堺町に分店を置くという改革を行った。また当時、外国式銀行「バンク」

城屋長定衛門(大杉町福地長左衛門)の名がみゆる。
また、宝暦八年の両浜(商人)家名控によれば、

屋号	住地	姓名
恵美須屋	八幡	岡田 弥三右衛門
材木屋	柳川	建部 七郎右衛門
福島屋	柳川	田付 新助
浜屋	薩摩	平田 与三右衛門
天満屋	八幡	巻淵 勘兵衛
近江屋	八幡	西川 市左衛門
住吉屋	八幡	西川 伝右衛門
和泉屋	八幡	西川 伝兵衛
井筒屋	柳川	大橋 久右衛門
木和屋	八幡	柴屋 四郎兵衛
大根屋	八幡	中島 与惣兵衛
島屋	薩摩	中島 小兵衛
万屋	薩摩	宮川 清右衛門
柳屋	柳川	田付 新兵衛
金山屋	八幡	福原 三郎兵衛
山城	柳川	福地 長左衛門
扇屋	柳川	柴谷 長兵衛
柏屋	柳川	大橋 五兵衛
畑屋	薩摩	山本 七佐衛門
不分明	八幡	小西 吉右衛門
不分明	薩摩	福原 四郎右衛門

の名がみゆる。
このように、近江商人の活動は松前の官民に種々の利便を与え

設立の機運が高まり、明治十五年には八幡に私立八幡銀行(現在の滋賀銀行八幡支店の前身)が創立されたとき、推されて初代頭取りとなった。一方これを機縁に、彼の実業界でよの活躍は華々しく展開されることになった。大津・長浜間の琵琶湖の舟運事業(後の太湖汽船会社)、紡績では金巾製織株式会社(後に東洋紡績に合併)への参画、文化事業としては近江新報の発刊、さらに大阪商船会社の創立や日韓貿易の協同商会にも関係したが、個人事業としては、北海産の魚肥によつて農業肥料の改良普及につとめた中一商会。いま東洋一と称される醒ヶ井養鱈場の前身西川養魚場の開発などその事業は枚挙にいとまがないといわれた。明治二十二年四月、町村制が実施されたが、彼の識見と声望が買われて八幡町の初代名譽町長に推挙された。彼の手がけた事業のうち北海道の産業開発に先鞭をつけたものの一つに缶詰事業がある。

しかしその後、北海道の漁場請負の廃止、縮少にともない、事業の多くが失敗し、終に縮少の方針をとり、忍路において漁業を営むのみとなった。そして、北海道での活動は、支配人大場庄兵衛で終りをつげるのである。(ただし、小樽で中一商店は昭和十二年まで営業を続けたと記録にある。)

その他の八幡商人

徳川時代、北海道との通商に従がつたものは、八幡に数家以上、最盛期で二十人以上を数えるということが、場所請負を為すものはその中の一部分に過ぎなかったという。岡田・西川両家の外にも若干あつたことは明白であるがそれ等は既に早く滅亡して、その事績を伝えておらず、残念である。天明六年の調べの松前支店及び場所請負人が、八幡商人で五人あり、西川、岡田両家の外、近江屋市左衛門(西川市左衛門)、薬屋伝兵衛(西川伝兵衛)、山

たから、藩ではこれを、非常に歓迎した。両浜とは前にも述べたが、柳川、薩摩の二村を一浜とし、八幡を合わせ両浜としたと云われる。ただ彼ら両浜商人(近江商人)は、松前で営業していたが、その資格は旅人で、百姓ではなく、多くは、本店を郷里において松前に支店を設けて郷里と往復していたのである。そして初めは主人が自ら来て営業したが、のちにはおおむね支配人、手代などをつわわして支店を管理させ、主人は時どき来て、点検するにすぎなかった。しかしその店舗は長く続いて、永住者の店舗と異ならなかったばかりか、派遣してある支配人、手代などもおおむね松前に寄留し、ほとんど土着者と違ふところが無かつた。

近江商人は多く、呉服、太物、荒物、質屋などを営み、松前藩の需要品、用間はもちろん、蝦夷地場所での仕入物まで一手に引き受け、事実上松前の経済を握っていたが、段々他国の商人が入り込み、場所仕入品などは上方、江戸などから直接仕入れ、小間物店などを出すものが多くなつたので、しだいに引き合わなくなり、もともとは出店であつたので引き上げるものが多くなつてきた。文政元年の調べでは、当時松前で近江商人として知られていた店は、

薬店	薬屋	多兵衛
太物小間物・場所請負 太物・小間物	大和屋	与兵衛
〃	島根屋	清兵衛
〃	山城屋	長佐衛門
〃	天満屋	専右衛門
〃	木満屋	三次
〃	天満屋	勘兵衛

呉服太物・用達質株・問屋株	材木屋	熊次郎
呉服太物・質株	近江屋	要助
呉服太物	浜屋	与三右衛門
〃	福島屋	新右衛門
〃	畑屋	直右衛門
〃	恵比須屋	源兵衛
〃	住吉屋	助次
太物・小問物	万屋	増蔵

の十五軒であつたが、薬屋から天満までの五軒は天明年間に休店引き払い、木屋から近江屋まで四軒は幕領になつてから休店引き払い、他の六軒は場所請負もしくは仕込みに転業していった。天明年間の引き上げは松前地方のニシン不漁の影響を受けたものといわれる。

4 アイヌモシリと近江商人とアイヌ民族問題

以上述べたように、生活、交易物資に不足をきたし、和人の定住者も少ない蝦夷地において、全国の商品流通の組織を持った近江商人が寛永ごろから多く渡航することによって、北陸地方との商品流通が盛んになり、種々の物品が移入され豊富に供給されることになり、また松前の産物はかれらの手によって各地に移出され、著しく販路が拡張されたものである。

北海道経済の発展においては、その功績は没すべからざるものがある。思うに彼らは、「北前船」はもとより、広く各地に商業を営み、各地の事情に通じていたばかりでなく、その有力者は、自前で船舶を所有し、運輸と商業を兼ね営んでいたので、利便を得ることが多く、ためにますます事業を発展させていくことができた

いと、念願する。（私は、近江商人を美化するつもりはないが、姉妹提携は、私たちにアイヌ問題を考えさせてくれる一つの契機にするとよいと思う。）

近江八幡市は、「人権擁護都市」宣言をした町である。私はこれを機会に、部落問題だけでなく、「アイヌ民族問題」にも、近江八幡市民は、関心を想ってもらいたいと思う。いままでは、遠い問題だと思っていた人（私もつい最近まで、そのように思っていた）も、これからはもつと身近に、アイヌ問題を考えてみてください。いま道内には、数万人のアイヌが住んでいます。道外では数千人といわれます。その多くは、不当な人種の偏見と差別によって就職の機会均等が保障されず、近代的企業からは締め出されて、潜在失業者群を形成しており生活はつねに不安定であります。差別は貧困を拡大し、貧困はさらにいつその差別を生み、生活環境、子弟の進学状況などでも格差をひろげているのが現状です。

アイヌは、古代から江戸時代までは、たびかさなる和人の侵略とたたかい、なんとか民族としての自主性と、アイヌモシリだけは固持してきました。しかし、明治維新によって近代的統一国家への第一歩を踏みだした日本帝国主義政府は、先住民であるアイヌとの間になんの交渉もなくアイヌモシリ全土を地主なき土地として一方的に領土に組み入れ、また、帝政ロシアと千島、樺太交換条件を締結して樺太及び北千島のアイヌの安住の地を強制的に棄てさせたのであります。

土地も森も海もうばわれ、鹿をとれが密猟、鮭をとれば密漁、薪をとれば盗伐とされ、一方、和人移民が洪水のように流れこんでアイヌは、アメリカインディアンと同じように居留地（給与地）にしばられ、居住の自由農業以外の職業を選択する自由をせばめ

のであらう。……しかし、そこで私たちが忘れてはならないことがある。北海道の松前藩の経済を支えたのは、近江商人かもしれないが、それは、松前藩の武力を背景に、アイヌ人民を酷使し、アイヌ民族の涙と血によって得た利潤の上に成りたったものであることを。現在、北海道における近江商人の活躍の跡は影も形もない。それは当然の結果ともいえよう。明治四年の廃藩置県により場所請負が廃止され、ほとんどの店が本店（八幡）へもどつていったことにもよるが、なによりも地元に戻元するものがなかったから衰退していったのである。蝦夷地のアイヌ民族を含めた人々に対しては、冷こくな収奪者でしかなかったからである。

これを書いている一九八四年の十月、ときあたかも近江八幡市は、北海道の松前町と姉妹都市提携を結んだ。私は、これに水をさすわけではないが、もう少し冷静に、そして謙虚に、近江商人が北海道で行なつてきた行為を見てからしてほしかった。もし、蝦夷地に近江商人が入りこまなかったら、今のアイヌはこんなにも減少していなかったであらう。

北海道、樺太、千島列島をアイヌモシリ（アイヌの住む大地）として、固有の言語と文化を持ち、共通の経済生活を営なみ、独自の歴史を築いていた集団がアイヌ民族である。アイヌ民族は、松前藩の非道な侵略と圧迫、それと、「場所請負」というすさまじい乱開発（乱獲）により、まさに生存そのものが脅かされたのである。それに直接手を下したのが近江商人であつたことは、記憶に留めておいてほしい。

たんに「近江商人」の業績を美化したり、近江商人の事業に、幻想をいだいての姉妹都市提携だけに、私は、終らせないでほし

られてきたのである。また教育においても民族固有の言語をうばわれ、差別と偏見を基調にした「同化」政策（北海道旧土人保護法）によって民族の尊厳はふみじられ、コタン（部落）はつぎつぎと崩壊し、アイヌは四散していったのである。（現在、コタン・アイヌは見せ物となっている現状である。それでしか生活できなくさせたのは一体、だれなのか。）

このように、アイヌ民族問題は、日本の近代国家への成立過程においてひきおこされた恥ずべき歴史的所産であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかれる重要な課題をはらんでいるのである。このような事態を解決することは政府の責任であり、全国的な課題であると認識する次第である。明治維新以来、アイヌ民族は、今も「土人」あるいは「旧土人」という公的名称のもとに一般日本人とは異なる屈辱的差別的処遇を受けてきているのである。このように北海道旧土人保護法のもとにおける国家的差別はアイヌの基本的人権を著しく阻害しているだけでなく、一般国民のアイヌ差別を助長させ、ひいてはアイヌ民族の教育、文化面での順当な発展をさまたげ、これがアイヌ民族をして社会的、経済的にも劣勢ならしめる一要因になっているのである。

いま、北海道のウタリたちが求めているのは旧土人保護法の廃止と、アイヌの民族的権利の回復を前提にした人種の差別の一掃と、民族教育と文化の振興、経済自立対策など抜本的かつ総合的な制度（法律）を確立することである。（最近ではアイヌに対する民族差別の絶滅を期して「北海道旧土人保護法」を撤廃し、それに代わる「アイヌ民族に関する法律」の制定にむけて独自の運動が進められている。）……このようなことの運動を我々は過去に「同和対策」のなかで経験をしているし、最近は、「部落解放基

本法」制定に同様の運動のとりくみがなされている。私は、ぜひとも、近江八幡市のなかでもアイヌ問題を考えてほしいと思う。行政用語でいう『同和』とは、部落問題だけでなく、このアイヌ問題や、沖縄人問題、在日外国人（朝鮮、韓国）人問題も含んでの「同和」だというように私は解釈する。余談だが、市ライブラリー（同和教育指導課）にある同和教育啓発映画のなかにも、「沖縄人差別問題」のでている『うわさの社会学』というフィルムがある。私自身「同和」という言葉は好きではないが、アイヌや沖縄・在日外国人問題をもとりあげて、すべて含んだ形で、それを体制側からいえば「同和」というような言葉で表現するならば、私は、少しはがまんして妥協してもよいと考えている。

何度も云つてくどいようだが、〃人権擁護都市〃宣言をしている近江八幡市にあつては、部落問題だけではなく、今後は松前と関連して「アイヌ問題」ひいては沖縄・在日外国人問題についても考えていってもらえることを念願するものである。

IV 史観の逆転 — 序説の結 —

たったこれだけの文章を書くのに三年もかかってしまった。（連載の初めが八二年九月の第五号で現在八四年の一〇月である）解放推進委員会の研究誌に、私の長い原稿を載せるのも途中で気がひけたせいもある。私を読んでいて下さる方からは、第七号はいつ出るのかと首を長くして下さる声もたびたび聞いてはいたのだが、ついつい、組合運動から、幼稚園のPTA活動やら、中国（湖南省）への視察旅行などで、いそがしくて、原稿を書く時間になかったもんで、ついこのびのびになつていたことは、大変申

しわけなく思っています。

さて、本来からば、この序説の結として、今までの総まとめみたいなものを書くかと思つていたのですが、本号で、市労連の「解放」を終えるという状況がおこつてきたので、くわしくは、また別の機会に提出することとして、以下、紙面の都合もあり、簡単に述べておくことにしたい。

そもそも現在の日本人とはいつたいどういうしろものなのか、明治以降、「天皇を長とする単一民族としての日本民族」という体制を完成させるために、日本帝国主義権力はアイヌと沖縄の精神及び社会の滅亡を追及してきた。現在に到るアイヌ、沖縄差別もその一端である。それらは、少数民族差別であると同時に、日本歴史からの彼らの抹殺を意味する。我々自身その滅亡作戦の加担者、共犯者の役割をしているわけだが、それは『皇国史観』に、その原因がある。では、今日、わかつている科学的に方法（人類学・考古学・先史学・地理学など）により、日本人の起源について簡単に想定してみよう。

人類は、アフリカ大陸東南部で、いまから百万年ぐらい前に独自の種族として誕生したと思われる。この起源の人類は、穀菜食、二足歩行、無毛、脳の発達によつて特徴づけられる。始原の人類は、約百万年という時間をかけて、アフリカ大陸全域に住み着いたものと想定され、いまから十万年前に彼らは、アフリカ大陸の北端を超えて、中近東地方に移住しはじめた。この中近東から人類は三つの方向に向つて移動するのである。すなわち、第一のルートは、中近東から海岸伝いにインド大陸、マレー半島、インドネシア諸島、インドシナ半島、中国南部、台湾、沖縄、朝鮮半島南部、日本列島に達する黒潮暖流の海上の道である。第二のルー

トは、中近東から北上し、中央アジア、中国大陸北部、黄河流域に達するルート。第三は、中近東からヨーロッパ大陸に移住する人類、彼らが今日のヨーロッパ人（白人）となるわけである。

こういうわけで、日本列島原住民は、西南から黒潮に乗つて来た第一のルートの人々も主体に考えることができる。彼らは、十萬年前から二、三萬年前、にかけて、一波、また一波と移住し、日本原住民の独自の文化（カタカムナ文化という）と社会を確立したと推定されている。いわゆる縄文文化とは、彼らのつくり出した文化である。それは、アイヌモシリの始源でもあつた。これを破壊していくのが、権力的稲作農耕を基盤とする「弥生文化」である。中国大陸の臣国家権力を後ろだてとした日本列島の新興権力集団は、西日本にその主権を確立し、稲作農耕祭祀権力国家を誕生させる。すなわち天の朝（これをヤマトイ国としてもよい）である。つづいて、西日本で、三世紀ごろ（古墳時代）、天の

朝を滅ぼして、大和朝（朝鮮半島を本拠地とする騎馬民族征服王朝）が成立する。彼らは東国を支配下におこうと武内宿弥を派遣している（景行天皇の代）この時代には、まだみちのくの蝦夷を手なづける政策しかとっていない。本格的な武力支配をしかけてくるのは、白村江の敗戦似後の藤原政権（唐勢力にバックアップされている）によつてである。征夷大將軍をつくり征夷軍によつて、約百年間、戦いが続けられたのである。そして、この戦争に敗れたみちのくの蝦夷原住民のその後の運命こそ、私のとくにする賤民史と重大な関わりをもっているのである。すなわち①「俘囚」と名付けられた彼らは、みちのくの現地で権力的稲作農耕のため農奴となった人々。②農奴となることを拒否してみちのくの山間部へ逃げた人々（マタギ、サンカ）。③関東以西の「俘囚」収

容所（当時の用語でいえば、「別所」「院地」）に押し込められた人々。④さらに中央政權に尻尾ぎ報り、藤原政權から官位を与えられた人々、の四通りである。かれらこそ、後世の日本歴史を動かす人々なのである。平氏とは、大和朝に滅ぼされた「天の朝」の子孫であり、源氏とは、③の人々なのである。例えば、「上州新田別所」から新田義貞、「三河足助別所」から足利尊氏、「河内切山別所」から楠木正成が出ているのである。支配者階級（貴族）は彼らを「悪党」と呼んだものうなづけるではないだろうか。

さて長々と、アイヌモシリを中心に述べてきたが、どうしても賤民史とのかかわりを抜きさることはできなかった。あつちこちに文章が飛んで、わかりにくかつたと思うがもうしわけなかつたと感じています。日本歴史を深く知れば知るほど、皇国史観では、見られなかつた「賤民」のはたした歴史的意義というものを無視することができないわけです。（俗によくいう「裏がえ史」というものです。）

最後に、私がこの稿を書くのに参考にさせてもらった文献の一部をあげておきますので、本稿を補足する意味で購読をおすすめいたします。

「日本奴隸史事典」阿部弘蔵、「謎だらけの日本史」八切止夫、「倭と王朝」鹿島昇、「日本ユダヤ王朝の迷」鹿島昇、「邪馬台国抹殺の迷」佐治芳彦、「漂泊の民・山窩の迷」佐治芳彦、「天皇アラブ渡来説」スメル学会、「わたくしの古代史学」井上光貞、「近江の海人」橋本鉄男、「古代の近江」岡田精司、「契丹日本史」浜名寛祐、「幼の日本原住民史」田中勝也、「近江商人」渡辺守順、「日本原住民と天皇制」太田竜、「古代史記」松本清張、「近江高天原の発掘」吾郷清彦、「古代国東文化の迷」中野幡能、「古事記

